

学童クラブ入会希望保護者の皆様

杉並区子ども家庭部児童青少年課長  
高倉 智史  
杉並区子ども家庭部学童クラブ整備担当課長  
千葉 俊明

### 学童クラブの入会申請の取扱い等について

区では、近年の学童クラブ需要の高まりを踏まえ、小学校内や近隣に新たに二か所目の学童クラブを整備しているところです。

小学校 1 校に対し、対応する学童クラブが複数ある場合の来年度の入会申請の取扱い等については、下記のとおりといたしますのでお知らせいたします。ご理解とご協力をお願い致します。

#### 記

#### 1 主な対象小学校及び学童クラブ（\*は委託学童クラブ）

	主な対象小学校	対応学童クラブ①	対応学童クラブ②
1	大宮小学校	堀ノ内南	大宮小*
2	荻窪小学校	宮前北	宮前北第二*
3	沓掛小学校	本天沼	沓掛*
4	四宮小学校	四宮森	今川北*
5	新泉和泉小学校	和泉学園（校外育成室）*	和泉学園（校内育成室）*
6	杉並第三小学校	高円寺東	杉三*
7	高井戸第二小学校	宮前	高二*
8	高井戸東小学校	上高井戸	上高井戸第二
9	西田小学校	荻窪	西田*
10	八成小学校	井草	八成*
11	浜田山小学校	浜田山（校外育成室）*	浜田山（校内育成室）*
12	桃井第一小学校	桃井	桃一*

#### 2 申請書類の配付

入会を希望するクラブで配布いたします。現在入会しており、次年度も引き続き入会を希望する保護者には、これまでどおり、既存の入会している学童クラブを通じて配布いたします。

なお、区公式ホームページからダウンロードすることもできます。（必ず「令和 6 年度」の書類をダウンロードしてください。）

裏面もお読みください

### 3 入会申請書類の記入方法

「入会申請書」には、対応学童クラブ①又は対応学童クラブ②のいずれか入会を希望する学童クラブ名を記載し、その学童クラブに、入会申請書類一式を、区が指定する期間内に提出してください。

入会申請書類受付期間 令和5年12月1日から令和6年1月20日まで

※入会審査は対応学童クラブ①②両方合わせて行います（下記4参照）。どちらにも入会できなかった場合についてのご意向を、「入会申請書」の「※上記の学童クラブに入会できなかった場合に以下を希望する」に記載してください。

- 1 第二希望（ ）学童クラブに入会を希望します。  
…この場合の学童クラブ名は、対応学童クラブ①②以外の学童クラブ名をお書きください。
- 2 申請学童クラブに入会できるまで待ちます。  
…対応学童クラブ①②共通の待機児童となります。
- 3 入会申請を取り下げます。  
…待機児童とはなりません。提出された書類は返却しませんのでご了承ください。

### 4 入会審査及び決定方法等

#### ○入会決定の基準

入会決定をする基準は指数の高い順を原則とします。

#### ○入会審査及び決定方法

- ・入会申請は各学童クラブで受け付けますが、入会審査は、対応学童クラブ①と対応学童クラブ②に提出された申請書類を合わせて、指数の高い順に入会順位を決定します。
- ・入会順位の高い方から、希望学童クラブに入会を決定していきます。
- ・対応学童クラブ①か対応学童クラブ②のどちらか一方が受入れ人数の上限に達した場合には、入会順位の高い方から、もう一方の学童クラブに入会を決定します。
- ・もう一方の学童クラブでも受入れ人数の上限に達し、入会ができない場合には、「入会申請書」に記載されたご意向に則って処理します。
- ・「 2 入会できるまで待つ」を選ばれた方は、対応学童クラブ①と対応学童クラブ②の共通の「待機児童」となります。（どちらか一方の学童クラブのみで待機することはできません。）「待機児童」も、指数の高い順に待機順位を付けます。
- ・待機児童は、対応学童クラブ①あるいは対応学童クラブ②のどちらか一方の学童クラブで退会等により空きが出た場合には、そちらの学童クラブに、待機順位の高い方から入会をご案内します。この時点で入会を希望されない場合は、待機児童ではなくなります（入会申請の取り下げとなります）。

### 5 入会面接（新入会の方）

入会を希望する学童クラブで実施いたします。事前に学童クラブに予約してください。

### 6 学童クラブ移籍の取扱いについて

転居等の理由以外では、年度内における杉並区立の他の学童クラブへの移籍は、原則できません。ご了承ください。

### 7 その他

希望した学童クラブに入会できず、もう一方の学童クラブへの入会決定となる場合も、保護者の方に事前にご連絡はしません。

2月20日発送予定の「学童クラブ入会等承認通知書」に記載されている「学童クラブ名」を必ずご確認ください。

### 8 お問い合わせ先

○学童クラブ入会に関すること：児童青少年課児童館運営係 03-3393-4760

○学童クラブの整備等に関すること：児童青少年課学童クラブ整備担当 03-3393-4760